地域密着型地方自治制度研究会議 ~ 地方分権関係参考資料 ~

地方分権に関する主な動き

【平成21年】

10月7日

地方分権改革推進委員会「第3次勧告」

- ・ 「第2次勧告」(H20.12)で示した義務付けの見直し 4,076 項目のうち、特に問題 のあるとした 892 項目について、具体的に講ずべき措置を提示
- ・ 「国と地方の協議の場の法制化」について委員会試案を提示

11月9日

地方分権改革推進委員会「第4次勧告」

・ 地方税財政制度の再構築に向け、地方交付税の総額の確保及び法定率の引上げ、国と 地方の税源配分を5:5へ、地方消費税の充実 などについて勧告

12月14日

地域主権戦略会議の初会合

- ・ 地域主権戦略の工程表「原口プラン」(p2 参照)が提示される。
- ・ 「地方分権改革推進計画」(H21 年末までに決定するとされた政府方針)に、義務付け等の見直しや国・地方協議の場の法制化を盛り込むこと、さらには、改革の基本方針となる「地域主権戦略大綱」をH22 夏までに策定することを確認
- ・ 下部組織として4つの作業グループを設置

義務付けの見直し

出先機関の原則廃止

市町村への権限移譲

一括交付金(ひも付き補助金の廃止)

12月15日

「地方分権改革推進計画」を閣議決定

・ 121項目の義務付けの見直し、国と地方の協議の場の法制化を決定



【平成22年】

3月中(見込み)

・ 義務付けの見直しに伴い関係法を一括して改正する「地域主権推進一括法案」が通常 国会に提出される見込み。

4月以降(見込み)

・ 地域主権推進一括法の一部施行

義務付け等の見直しが順次実現。

地方自治体は条例制定(独自の基準の設定)等の対応を要する。

| H21.12.14 | 「第1回地域主権戦略会議」資料

地域主権戦略の工程表(案) 【原口プラン】

2000 MODE 25年度····· 2 ğ 8 10 [見直し期限] 推進大綱(仮称) 地域主権 90 9 ŝ 1000 Ĭ 90250 Meets 「地方政府基本法」の制定へ š 8 8 2000 8 8 8 ž, 200 200 B 200 更なる検討・具体化 24年度 事務・権限の見直し、一括交付金化、自治体間連携の自発的な形成等 を踏まえた改革の検討(人員の地方移管、組織の在り方を含む。) B OHE ď 2次勧告分を順次具体化 200 MEDIA 9 ě 2 2000 ē 8 建設費分の検討 NOTE STORE 5 ŝ 戦略大綱に沿った以下の取組み等の推進 積極的推進(規制緩和等の支援、広報・啓発) 「戦略大綱」を通じたマニフェスト事項の案項加ら 9 Date Ē 3000 ě + 1 I P. 地方の自主財源の充実強 積み残し分 【関係府省】 随時会議開催 ă 23年度 ı 9 ě ı ğ 8 E 1 ğ 2 8 1000 ă ā Ĭ 65 200 NAME OF STREET SAME OF STREET SAME 8 【牦作】 8 15002 ă 自治体間連携の自発的な形成等 8 H 地域主権推進一括法案(第2次) Î 8 9 先行的・総合的に取り組む市町村による調査 ほか改革推進のための研究等 i ë 8 ı 予算化 随時開催 22年度 Ē 1000 (仮称) 地域主権戦略大御 · 論点の整理 基本的考え方 1 大綱中に計画を盛込み 匝 4 4 1 -3次勧告残り分 [法律設置] 1次勧告を具体化 Ĭ フェース | 推進体制の確立から「戦略太縄」の策定へ 100 【裙作】 8 Ī 基本的考え方の検討 Ĭ X 8 1 Ħ 【総務省】 地方自治法Q抜本改正の検討 【稱作】 (戦略会旗の設置)(義扬付-枠付の見直し)地域主権推進一括法案(第1次) 2000 No. クリーンエネルギー調査、 先行実証調査 8 基本的考え方の検討 茶劑化 损帐 Ĭ 2 ă 無川回 **三型**機 投票 2 随時会議開催 法制化実務検討Gでの検討 ž. 21年度 関係政務官WTでの検討 (補正予算成立後速やか |※行政刷新会議との | 役割の調整 前倒し実施分 9000 1 [総務省] 4 Opera mage 地方分権改革推進計画 工程表(骨格)提示 11/16 関係府省】 【総務省】 3次勧告中 地方要望分 8 戦略会議発足 1/17 Ĭ [初会合 (ひもつき補助金の廃止) の制定(地方自治法の抜本見直に) 基礎自治体への 権限移譲 国・地方の協議の 場の法制化 地域主権戦略会議 直轄事業負担金 地方政府基本法 義務付け·枠付 NOTE (1000) 6000 BOOK (1000) 地方税財源の 一括交付金化 緑の分権改革 出先機関改革 自治体間連携 自治体への MOST MINIST AND WORK WORK M639 法令による ナの見直し 充実確保 の廃止 8 1 〈規制〉関連 〈予算〉関連 〈法制〉関連

義務付け等の見直しについて

1 概 況

| 時 期 | 内 容 |
|--------------------|--|
| 平成21年10月 | 地方分権改革推進委員会は、国が自治体の仕事を法令で縛る892項目の義務付けを廃止または緩和すべきとした「第3次勧告」を提出。 |
| 〃 12月 | 政府は、このうち各府省が応じた121項目を見直すとした「地方分 権改革推進計画」を閣議決定 |
| 平成 2 2年 3月 (予定) | 政府は、通常国会に関係法令を一括して改正するための「地域主権推 進一括法案」を提出する予定。 |

特に地方側が求めていた重要な104項目のうち、勧告通りの見直しは、わずか36項目に止まる 地方六団体は「地域主権の理念に沿った内容とは言い難く不十分」とする声明を発表(H21.12) 政府は、残された義務付けに関する対応策を今夏までに策定する「地域主権戦略大綱」に盛り込むとして いる。

2 主な見直しの内容

(1)勧告どおり見直される例

| 項目 | 主な義務付けの内容 | 見直しの方策 |
|------------------------|--|-----------|
| 公営住宅の入居資格 | 月収 158,000 円以下 高齢者以外は同居親族が必要 | |
| 道路の構造基準 | 生活道路の歩道の幅は2m以上 | 自治体の条例に委任 |
| 準用河川の構造基準 (市町村のみ該当) | 堤防の高さ、勾配、天端幅 などに制限 | 日石体の未例に安任 |
| 介護保険事業の設備・ 運営基準 | 従業員数、利用者数、設備などに制限 | |
| 市町村の基本計画 (市町村のみ該当) | 市町村基本計画の策定義務 | 義務付けを廃止 |
| 幼稚園の設置認可 | 市町村立幼稚園の設置等に係る県教育委員会の 認可を廃止し、事前届出制に | 義務付けを緩和 |

(2)勧告の一部に限り見直される例

| 項目 | 主な義務付けの内容 | 見直しの方策 |
|----------|--------------------------|---------------------|
| 保育所の設置基準 | 保育室の床面積は幼児1人当たり 1.98 ㎡以上 | 都市部の自治体に限 り条例に委任 |

(3)見直しが先送りされた例

| 項目 | 先送りされた主な義務付けの内容 | | |
|-------------------|---------------------------------|--|--|
| 保育所の設置基準 | 調理室の設置義務 | | |
| 公立小・中学校等に係る 基準 | 学級編成、教職員定数 (市町村教委は都道府県教委の同意が必要) | | |

義務付け、枠付けの見直しのうち条例制定を要するもの一覧

| 2 厚生 4 厚生 | | 児童福祉法 | 条項 5/2 24/12-1 ほか 45-2 | 条例委任の対象基準 へき地学校等の指定、へき地手当の月額及びへき地手当と地域手 当その他の手当との調整等に関する基準 指定知的障害児施設等に従事する従業者、設備及び運営に関す る基準 | 制定主体 都道府県 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 |
|----------------------|--------------|---------------------------------------|---------------------------------|---|--|
| 2 厚生 4 厚生 5 厚生 | 生労働省生労働省生労働省 | 児童福祉法 | 24/12-1 ほか | ヨての他のチョとの調整寺に関する基準 指定知的障害児施設等に従事する従業者、設備及び運営に関す | |
| 4 厚生5 厚生 | 生労働省 | 児童福祉法 | 24/12-1 19/J | 指定知的障害児施設等に従事する従業者、設備及び運営に関する基準 | 都道府連 指定都市 児童相談所設置市 |
| 5 厚生 | 生労働省 | | 45-2 | | PPにバッス、1日に即じ、ルまTRIXIバ区里リ |
| | | 보 I 현기: | | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 都道府県、指定都市、中核市(助産施設、母子生活支援施設、保育所に 限る)、児童相談所設置市 |
| 6 厚生 | 上兴陆少 | 老人福祉法 | 17-2 | 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する基準 | 都道府県、指定都市、中核市 |
| | 土力惻目 | 職業能力開発促進法 | 15/6-1 | 公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業 訓練の内容に関する基準 | 都道府県 |
| 7 厚生 | 生労働省 | 職業能力開発促進法 | 15/6-3 | 公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなすことができる教育 訓練の対象者その他の内容に関する基準 | 都道府県、市町村 |
| 8 厚生 | 生労働省 | 介護保険法 | 74-1 ほか | 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の 員数に関する基準 | 都道府県(指定居宅サービス、指定介護予防サービス) 市町村 (指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス) |
| 9 厚生 | 生労働省 | 介護保険法 | 74-2 ほか | 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準 | 都道府県(指定居宅サービス、指定介護予防サービス) 市町村(指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス) |
| 10 厚生 | 生労働省 | 介護保険法 | 88-1 ほか | 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型 医療施設が有する従業者の員数に関する基準並びに当該施設の 設備及び運営に関する基準 | 都道府県 |
| 1 厚生 | 生労働省 | 障害者自立支援法 | 43-1 ほか | 指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準並びに当 該サービスの事業の設備及び運営に関する基準 | 都道府県 |
| 12 厚生 | 生労働省 | 障害者自立支援法 | 44-1 ほか | 指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準並びに当該施 設の設備及び運営に関する基準 | 都道府県 |
| 13 厚生 | 生労働省 | 障害者自立支援法 | 80-2 | 障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの 設備及び運営に関する基準 | 都道府県、指定都市、中核市 |
| 4 厚生 | 生労働省 | 障害者自立支援法 | 84-2 | 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 都道府県、指定都市、中核市 |
| | | 就学前の子どもに関する教育、保育等 の総合的な提供の推進に関する法律 | 3-1- ほか | 教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件のうち、入所 又は入園資格に関する基準 | 都道府県 |
| 16 " | | 就学前の子どもに関する教育、保育等 の総合的な提供の推進に関する法律 | 6-2 | 認定こども園の表示に関する基準 | 都道府県 |
| 17 国土 | 土交通省 | 公営住宅法 | 5-1 | 公営住宅の整備基準 | 都道府県、市町村 |
| 18 国土 | 土交通省 | 公営住宅法 | 23- | 公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準 | 都道府県、市町村 |
| 19 国土 | 土交通省 | <mark>道路法</mark> | 30-1 ほか | 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準(設計車両、建築 限界及び橋、高架の道路等の設計自動車荷重に係る基準を除く) | 都道府県、市町村 |
| 20 国土 | 土交通省 | <mark>道路法</mark> | 45-2 | 都道府県道及び市町村道の道路管理者が設ける道路標識の様式等に関する事項のうち、案内標識及び警戒標識(これらに付随する補助標識を含む。)の寸法及び文字の大きさに係る基準 | 都道府県、市町村 |
| 21 国土 | 土交通省 | 河川法 | 100により準用 する13-2 | 準用河川に係る河川管理施設等の構造について河川管理上必要 とされる技術的基準 | 市町村 |

一括交付金について

1 民主党マニフェスト(抄)

27. 霞が関を解体・再編し、地域主権を確立する

【具体策】

国から地方への「ひもつき補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」として交付する。義務教育・社会保障の必要額は確保する。

「一括交付金」化により、効率的に財源を活用できるようになるとともに補助 金申請が不要になるため、補助金に関わる経費と人件費を削減する。

2 民主党政策集『INDEX2009』(抄)

分権改革

ひもつき補助金の廃止と一括交付金化

地方向けの補助金等は、中央官僚による地方支配の根源であり、さまざまな 利権の温床となっています。これらの補助金等をすべて廃止して、基本的に 地方が自由に使える一括交付金に改めます。真の地方自治を実現する第一歩 を踏み出すため、「ひもつき補助金廃止法」を成立させます。

一括交付金のうち、現在の義務教育や社会保障等に関する補助金等に対応する部分は、必要額を確保します。現在の公共事業等の補助金等に対応する部分については、格差是正の観点から財政力の弱い自治体に手厚く配分します。中央・地方ともに補助金等に関わる経費と人件費を大幅に削減して、財政の健全化にもつなげます。

新たな地方財政調整・財源保障制度の創設

自治体間の財政格差の拡大、地方の財源不足に対応するため、新たな財政調整・財源保障制度を創設します。

(略)

自治体間格差を是正し、地方財政を充実させるため、地方交付税制度と一括 交付金の統合も含めた検討を行い、現行の地方交付税制度よりも財政調整と 財源保障の機能を一層強化した新たな制度を創設します。

3 官庁速報 (H22.1.5)より

補助金の一括交付金化が焦点

三位一体改革の二の舞い懸念

政府は国庫補助負担金を使い道が基本的に自由な一括交付金に改める際の考え方を10年夏にまとめる「地域主権戦略大綱」に盛り込み、同年度末国会に「ひも付き補助金廃止法」を提出。11年度から段階的に一括交付金化を実行に移していくスケジュールを描いている。地方への税源移譲や交付税との統合など一括交付金化後の扱いは未定で、地域主権戦略会議(議長・鳩山由紀夫首相)を中心に議論される見通しだ。

社会保障や義務教育に関する国庫補助負担金は引き続き国が必要額を確保するとしているため、実質的な改革対象は公共事業関係を中心に数兆円程度となる見込み。交付金化に際し安定的な地方財政運営を維持するための総額確保と自由度を高める改革を両立できるかなど、制度設計には課題が多い。地方側は国庫負担引き下げによる削減が目立った「三位一体改革の二の舞いになってはいけない」との懸念を強めている。

地域主権担当の逢坂誠二首相補佐官も、「制度設計は簡単ではない」とみている。 まず課題になるのが、一括交付金化の対象とする国庫補助負担金の区分けだ。

建設国債が財源となっている施設整備補助金を使途が自由な交付金に改める場合、三位一体改革の時と同様、政府内の調整は難航しそうだ。また、発電施設を抱える自治体向けの電源立地地域対策交付金や、在日米軍・自衛隊の施設を抱える市町村が対象の基地交付金など、地域特性に応じて配っているものは一括交付金になじみにくい。国から自治体を介さずに民間団体に直接渡っている補助金の扱いも課題だ。さらに、使途を限定せず、効率的に使えるようになる分、対象補助金の一定割合を削減した上で交付すべきだとする議論が既に出ており、一括交付金の規模をどれだけ確保できるかは今後の調整に懸かっている。

交付金の配分は財政力の弱い自治体に配慮する方針だが、人口や面積、財政力、 社会資本の整備水準などのうち、何を基準にどう配るかといった検討もこれからだ。

一括交付金化には義務付け・枠付け見直しや国の出先機関改革も絡むため、前進させるには相当な調整が必要になる。逢坂補佐官は「三位一体改革の二の舞いだというふうな結果になってしまうと、もう国は信用されなくなる」と指摘。「ここだけは譲れないというルールを決めて慎重に取り組みたい」と話している。